

令和4年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 令和4年(2022年)8月19日(金) 15:00~17:00
- 2 場 所 滋賀県庁本館4階 4A会議室
- 3 出席者 古山委員長、眞田委員、大平委員、池田委員、尾崎委員
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■開会

定刻となりましたので、ただ今から「第1回 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を開催いたします。

はじめに、滋賀県教育委員会 福永教育長より、委員委嘱状の交付をさせていただきます。

■委嘱状の交付

■あいさつ

(福永教育長)

皆様こんにちは。教育長の福永でございます。皆様には大変お忙しいところ、御出席をたまり誠にありがとうございます。

当委員会は平成26年の発足から4期8年が経ち、今年度は5期目を迎え、新たに古山委員、眞田委員、尾崎委員、池田委員に御就任いただくことになりました。また、大平委員には引き続きお引き受けいただきました。重責を担っていただくこととなりますが、それぞれがお持ちの御経験や御見識をたいへん頼もしく思っております。2年間、どうぞよろしくお願ひします。

さて、これまで当委員会より、滋賀県立学校におけるいじめ防止のための効果的な取組や課題について様々な御意見を頂戴してきましたほか、令和元年度、また昨年度と、2件の重大事態の調査を実施していただきました。

元年度調査において再発防止の提言を受け、いじめ対策を行ってまいりましたが、残念ながら昨年度も重大事態が発生しました。昨年度行っていただいた調査は、約8カ月にわたるなか、丁寧に事実を確認していただき、学校の問題点と教育委員会の問題点を明確に示していただきました。

すでに当該校には指導を行い、管理職を中心に校内体制を再構築いただいております。また県教委としましても、様々な機会でご答申のポイントを県内に広め、同種の事案の発生防止に努めております。

私ども県教育委員会といたしましては、誰一人取り残すことなく、子どもたちが安心して学校生活を送り、将来の社会的自立を目指して成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に尽力していくことに決意を新たにしております。

どうぞ委員の皆様にはそれぞれの専門的な知見から御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、委員会の開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

大変申し訳ございませんが、福永教育長、澤幼小中教育課長はこの後、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、議事に入りますが、委員長が決まりますまでの進行はこのまま事務局の方で行わせていただきますので御了承下さい。

■会議の成立確認

(事務局)

まず、会議の成立につきまして、当調査委員会は滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立します。本日は、委員全員の御出席をいただいておりますので、調査委員会は成立することを報告させていただきます。

■会議の公開・非公開について

(事務局)

また、この委員会の会議は原則公開となっておりますので、このまま公開で進めさせていただきます。

■令和4年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について

(事務局)

「令和4年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」について、はじめに「当委員会の役割」について御説明いたします。

いじめ防止対策推進法の条文(抄)を1、2ページに掲載しております。本委員会はこのいじめ防止対策推進法、第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として条例により設置しております。

3ページに滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例を掲載しております。設置については、第1条のとおりです。

所掌事務としましては、条例第2条です。

当委員会では、法第14条第3項に定めるもの、つまり、教育委員会の諮問に応じて、「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため」の審議を行っていただくことと、法第24条、法第28条に関する調査をしていただくことの2つとなります。

続いて、当委員会の運営要領に進ませさせていただきます。5ページを御覧下さい。第1～第3条に関しては先に説明させていただきましたので、第4条 議事録の作成までとぼします。会議の議事録を事務局が作成します。委員の皆さんには内容の確認をお願いすることになりますので御協力をお願いいたします。

会議の公開について6ページを御覧ご覧ください。運営要領、第5条ですが、当委員会の会議は原則として公開とします。ただし、法第24条、法第28条の調査、つまり、県立学校において発生したいじめ事案の調査内容を議事とするときには、非公開となります。

同様に、議事録等の公開については、要領第6条のとおり、作成しました会議の議事録については原則、公開させていただきます。非公開となるのは、基本的には、法第24条、法第28条の調査と第3項にありますとおり、滋賀県情報公開条例第6条に該当する場合があります。なお、議事録については県教育委員会ホームページに掲載いたします。

一旦ここまでで、御確認をいただきたいと思います。

続きまして、重大事態について御説明いたします。7ページをご覧ください。重大事態が発生した場合、この、「重大事態に係る調査実施要領」に従って、調査を実施していただくこととなります。

まず、1の「重大事態」の意味ですが、

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑われる場合
これは、法第28条1項1号に示されていることから、1号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「生命心身財産重大事態」と呼ばれています。
- ②相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、これは、法第28条1項2号に示されていることから、2号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「不登校重大事態」と呼ばれています。

この1号、2号に該当しないものの、③のように、

- ③児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあった場合、「重大事態」として取り扱うこととなります。

このような「重大事態」が発生したときには、2の調査の目的にありますとおり、当該事案への対処はもちろんのこと、同種の事態の発生防止を図るために、事実関係を明確にすることを目的に調査を実施していただきます。

その際、調査の主体を決定する必要がある場合がございます。調査の主体については、別冊の参考資料1、国の「いじめ重大事態ガイドライン」を御覧下さい。その6ページ、上から2つ目の○のところ（調査組織の種類）を参照して下さい。

調査の主体は①学校の設置者の主体と②学校が主体の2種類となります。この①の学校の設置者が主体となる場合が当委員会による調査となります。

7ページに戻っていただいで、3に、（本調査委員会が調査を実施する基準）を示しています。簡単に説明しますと、

- ①学校の調査では十分な結果が得られないと判断する場合。
- ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。
- ③学校の調査報告が不十分であった場合。
- ④第三者性が求められる場合。

以上、4つの基準で教育委員会が判断し、当委員会に必要なに応じて調査を依頼します。

具体的な調査方法については、4詳細調査の（1）～（6）に示しているとおりで。

このようにして、調査していただいた内容については、次の、5 調査結果の報告ですが、報告書としてとりまとめ県教育委員会に答申していただくこととなります。

報告書が県教委に入り、（2）に示す通り、被害児童生徒、保護者、（加害児童生徒、保護者にも）に報告します。この際、生徒・保護者から意見を聞き、その意見を添付し、最終的に知事へ報告することとなります。知事は必要に応じて再調査を実施することがあります。

説明は以上ですが、10 ページには、今説明させていただいた、調査審議の流れを、まとめております。

また、11 ページには、県立学校で実際にいじめ事案が発生した場合の対応をフロー図で

示しております。

以上が重大事態の対応についてでございます。

資料には12～30ページまで滋賀県いじめ防止基本方針を掲載しております。

以上が令和4年度の滋賀県立いじめ問題調査委員会活動についてです。ただいまの事務局からの説明について、御質問はございますでしょうか。

(委員)

この委員会の職務として、24条に係る調査については何をしていくのでしょうか。

(事務局)

これまでの8年間で24条に係る調査はありませんでした。市町でも該当事案は少ないと聞いております。もし発生した場合はまたお願いさせていただくこともあるかと思っております。

■議題

議題① 委員長選出について

(事務局)

それでは、議題①「委員長の選出」を行いたいと存じます。ただいまご説明いたしましたとおり、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例」第6条第1項の規定により、「委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める」としております。

委員長の選出についていかがいたしましょうか。

(委員) 大平委員から古山委員の推薦

(事務局)

ただいま大平委員より、古山委員のご推薦をいただきましたが、委員のみなさまはいかがでしょう。

(委員)

異議なし。

(事務局)

異議なしとのことですので、古山委員を委員長に決定させていただきたいと存じます。古山委員、よろしくお願いいたします。

それでは条例第7条において「委員長は会議の議長になる」と定められておりますので、ここからは、古山委員長に議事をお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願いいたします。

(委員長)

それではここからは委員長として私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

まず、「委員長職務代理」の指名についてです。条例第6条第3項において「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する」とあります。

職務代理者には池田委員をお願いしたいと思いますが、池田委員いかがでしょう。

(委員) 池田委員了承

(委員長)

ほか、異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(委員長)

それでは、委員長職務代理にきましては、池田委員にお願いすることとします。

それではそれぞれの議事に入ります前に、本日の会議の公開・非公開についてお諮りします。

当調査委員会の会議は、運営要領第5条第1項の規定により、原則として公開としております。本日の会議につきましては、すべて公開とさせていただきますことよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

議題② 令和4年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会活動について

(委員長)

それでは議題②の「令和4年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について」審議に入りたいと思います。さきほど事務局から当委員会の役割等について説明がありました。御意見はありますか。

特にありませんか。それでは、具体的中身についてはこれ以降の協議の中でまた伺いたいと思います。

議題③ 滋賀県立学校におけるいじめの状況と対策の取組について

(委員長)

それでは事務局より、滋賀県内のいじめの状況と対策の取組について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは令和2年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、すでに昨年秋に公表しておりますデータに基づいて説明させていただきます。

小・中学校および県立学校において、いじめを認知した学校数は365校(95.1%)、総認知件数は8,223件(前年度7,797件)であり過去最多でした。

公立小学校は6,153件(前年度5,561件)であり過去最多でした。

公立中学校は1,875件(前年度1,988件)、県立高等学校は177件(前年度220件)、特別支援学校は18件(前年度28件)と減少しました。

令和2年度は年度当初の休校の影響もあり、全国的には全校種で大幅な減少となっておりますが、本県では小学校が増加しました。

全体的な傾向として、多くは冷やかしかからかい、嫌なことを言われるなどであり、各学校では軽微な段階から対応いただいていると認識しております。

具体的には些細な言い争いから大きなトラブルになったもの、SNS上で愚痴や悪口を書き込まれもの、持ち物を隠されたり悪ふざけでたたかれたりするものなどの事案がありますが、いわゆる「コロナいじめ」に相当するものの報告はありませんでした。

また「ネットによるいじめ」の割合は年々増加傾向にあります。

令和3年度のいじめの状況につきましては、令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を県内でとりまとめ、文科省に報告いたしました。現在、公表に向けて準備中でございますので、具体的な数値に関しては申し上げられませんが、小・中学校および県立学校のいじめの総認知件数は増加しております。

議長に戻します。御意見等、頂戴します。

(委員長)

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

(委員)

コロナいじめとは、家族が感染したことで避けられるとかそのようなことと考えてよろしいでしょうか。コロナで学校に来られなくて、そのことから誹謗中傷が拡散した、などの場合はコロナいじめになるのでしょうか。「ひやかしゃからかい、嫌なことを言われる」の中に入っているのでしょうか。

(事務局)

いわゆる「コロナいじめ」とは、今委員がおっしゃったようなことと考えますが、この調査にはコロナいじめを挙げる項目はありません。コロナ感染をきっかけにした事案が埋もれてしまうことがないように、定期的に学校に指導主事等が訪問して口頭で確認したりしています。今日のデータには出しておりませんが不登校がかなり増加している中で、その中にいじめがないか、ということ、不登校の児童生徒については特に気を付けてみていかなければならないと考えております。

(委員)

令和2年度はほとんどの県で認知件数が下がっていますが、滋賀県はかなり積極的に認知しているのではないのでしょうか。小学校はいじめとふざけ合いの区別がつかないことも多いですが、認知のきっかけはどのようなことだったのででしょうか。

(事務局)

本県で平成23年にいじめ自殺があったことで、温度差はあるものの、各学校でいじめを見逃すことのないよう、積極的に認知していると考えています。小学校では認知がどんどん上がっていく学校もあれば、未然防止の取組が功を奏してきて落ち着いているので、やや伸びが鈍化している学校もあります。

パソコンやネット、SNSの事案については、滋賀県は全国平均より高い割合で発生する状態が続いています。いつ、どこで発生するか分からない、何が起きているのか分かりづらいので注意が必要だと考えています。

小学校でのいじめ認知のきっかけとして、本人、保護者の訴えのほか、担任の先生が発見されることが多く、調査での全国値より高い割合になっています。アンケートで発見される割合は全国値より低くなっています。

(委員)

滋賀県は積極的に認知しているので、SNSを使った見えにくいいじめも認知できているというポジティブな見方もできるのでしょうか。

(委員)

他府県ではアンケートで分かって、教員が確認した時点ですでに終わっていた、というケースでも、積極的に認知しているということもあるようです。

(委員)

統計の取り方にもよるかもしれないので、アンケートでの認知が少ないということあまり気にしなくてもよいのかなとも思います。

(事務局)

滋賀県ではアンケートは各校で独自に作っており、各校にお任せしている部分があります。各自治体でいろいろな発想で取り組みを進めておられ、やり方には違いがあると考えています。統計上の認知件数の差はそういったことにもよるかなと思います。被害の児童生徒が直接先生に訴えることができている、ということ肯定的にとらえていただけるのは有り難いと思います。

(委員)

認知件数が増えた学校、減った学校という話がありますが、地域差はありますか。

(事務局)

数値にはバラつきがあり、地域による一定の傾向というのがないので、地域差があるということはないと考えています。認知に力を入れている学校においては認知件数が伸びます。ただそろそろ未然防止に力いれる、という方針の学校もあります。いじめが起きて自分たちで解決したりする力がついているような学校で認知件数は減っているかもしれません。ただ、いじめの認知が進んでいない学校はリスクが高いと考えており、いじめゼロの学校に対しては指導主事が訪問して確認をしております。

(委員)

いじめの定義が広いので、認知している学校はむしろ100%でなくてはいけないのではないかと思います。いじめがないということが良いとはいえない、認知件数が増えるというのは悪いことではないと考えることが大切です。

(委員)

ほぼ9割の子がいじめを経験しているという調査もあります。それを見逃さないということが大事です。いじめゼロ、という学級目標ではなく、いじめを許さないということが大事ですね。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、滋賀県におけるいじめ対策の取組について、昨年度の調査で、当委員会より頂きました提言等について説明いたします。

資料35ページをご覧ください。こちらは、令和3年度に当委員会により調査をしていただきました重大事態の報告書に基づき、県教委と学校の今後の取組についてまとめたもので、5月18日の常任委員会において公表させていただきました。36ページに、学校と教育委員会の問題点、また再発防止策についてまとめており、順次対応しているところです。

(委員)

未然防止の取組については具体的にどのようなことをしていますか。

(事務局)

中学校では生徒会を中心に生徒主体で多種多様な取組をしており、平成26年から県教委で良い取組を集めたサミットを開催してまいりました。小学生は自分たちで考えてやるというのはかなりハードルが高いですが、自尊心を高めるような取組をしている学校は増えてきております。校区内の中学校と小学校が連携している例もあります。今年も生徒会サミットがあり、高校生が分科会の司会をしたりしている取組もありました。

(委員)

調査等を経て感じたことは、高校の先生と小中の先生ではいじめの認識がちょっと違うのかなということです。子どもの年齢があがると、これをいじめとしてよいのか、という被害者の悩みも出てくると思います。アンケートなどでもっと気軽に自分がしんどいと言えるようにしていく工夫が必要だなと感じます。重大事態になる前に、もっと子どもたちに関われたらよかったなと思いました。

(委員)

学校のいじめ対策委員会の先生方がどの先生なのか、生徒が知らないということがあります。窓口になる先生のことを学校であらためて生徒に周知してほしい。一人一台端末等で発信できるような仕組みや教員研修の中身をより具体的にしていくことが必要です。事例を用いた研修で「あなただったらどうする？」という形式のものをやったほうが先生方にとってはいいと思います。

(委員長)

議事は以上となります。これで「令和4年度第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」の審議を終了いたします。委員の皆様には、議事運営に御協力いただきありがとうございます。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は、第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会にあたりまして、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

いただきました御意見を踏まえまして、教育委員会事務局で今後検討し、よりよいいじめ対策につなげてまいりたいと考えております。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。